

平成25年9月18日
区民部経営課

(案)

「(仮称)練馬区消費税率改定に伴う経済対策本部」の設置について

1 設置理由

消費税については、「社会保障と税の一体改革関連法」の成立により、現行の税率5%を平成26年4月に8%に、平成27年10月に10%に引き上げることとされており、法に基づき、消費税が増税されれば、区民生活へ大きな影響を及ぼすことが想定される。

来春の消費税の増税については、首相が10月1日に最終判断をする見通しとされているが、9月12日付け一部メディアは、『首相は、消費税率を平成26年4月に現行の5%から8%に引き上げる意向を固めたこと、また、増税による景気の落ち込みを防ぐため、国による大規模な経済対策を講じる方向であること』と報じたところである。

こうした国の経済対策の内容については、現段階では不透明であるが、区としては経済対策について情報収集に努め、国および東京都との連携を図りつつ、全庁的な体制の下、遺漏のないよう的確に対応していく必要がある。

そこで、消費税率改定に伴う経済対策について、迅速かつ効果的に対応していくため、「練馬区区民生活防衛対策本部」を改組し、「(仮称)練馬区消費税率改定に伴う経済対策本部」(以下「対策本部」という。)とする。

2 所掌事務

消費税率の改定に伴う国等の経済対策に関する情報収集および区の対策についての検討

3 構成

- (1) 対策本部の本部長は、区長、副本部長は、副区長および教育長とする。
- (2) 対策本部の本部員等は、裏面一覧に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 対策本部の下に、対策委員会を設置し、本委員等は、裏面一覧に掲げる職にある者をもって充てる。

4 今後の予定

平成25年10月1日設置(予定)

(仮称)練馬区消費税率改定に伴う経済対策本部 本部員等一覧

対策本部 庶務：区民部経営課

本部長	：	区長
副本部長	：	副区長、教育長
本部員	：	区民生活事業本部長 健康福祉事業本部長 環境まちづくり事業本部長 区長室長 企画部長 総務部長 区民部長 産業経済部長 福祉部長 教育振興部長
幹事	：	広聴広報課長 企画課長 財政課長 総務課長 区民部経営課長

対策委員会 庶務：区民部経営課

委員長	：	副区長
副委員長	：	区民生活事業本部長
本委員	：	企画部長 区民部長 産業経済部長 福祉部長 広聴広報課長 企画課長 財政課長 総務課長 職員課長 経理用地課長 区民部経営課長 経済課長 福祉部経営課長 環境部経営課長 教育総務課長

委員会においては、検討内容に応じて、関係課長が委員として出席できる。